

各種相談案内

※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日

11月8日～12月7日

相談名	日時	場所	問合せ
無料税務相談	11月13日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00	市役所相談室 1-C(税務課前)	税務課市民税係 (☎594-5518)
市税の夜間納税・相談	11月26日(月)・27日(火) 19:45まで	納税課納税係	(☎594-5520)
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	11月28日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談係 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 司法書士 第1・3金曜日		
	13:30～16:20		
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	(☎511-8800)
人権相談	11月13日(火)、12月4日(火) 13:30～15:30(受付は15:00まで)	文化センター	企画課人権推進・男女共同参画係 (☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	11月12日(月)・21日(水)、12月5日(水) 10:00～16:00(1人50分)	企画課人権推進・男女共同参画係	(☎594-5506)
教育相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	教育センター	(☎591-2176)
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター	(☎592-8876)
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当	(☎594-5537)
緑のなんでも相談	11月10日(土)・11日(日) 10:00～12:00	きくまつり会場本部/総合公園	(☎592-4050)
心配ごと相談	毎週水曜日 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	11月17日(土)、12月4日(火) 13:30～15:30		
ボランティア相談	11月16日(金) 13:30～15:30 12月1日(土) 10:00～12:00	市役所1階ロビー 総合福祉センター	
内職相談(予約不要)	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	11月10日(土)・17日(土)、12月1日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市無料職業紹介所	産業振興課商工労政・観光担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください。
健康・生活相談	11月19日(月) 9:30～12:00	健康増進センター	(☎591-8251)

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ⑩

■自然災害の後は、屋根の修理などの点検商法に注意してください

「作業服姿の男性が訪ねてきて、『近所で工事をしていたところ、お宅の屋根瓦がずれているのが見えた…ついでに点検しましょうか』と言われ、親切そうな人だったのでお願いしたところ、『すぐに修理しないとご近所に迷惑がかかる』と言われ、高額な工事契約をしてしまった』との相談が、自然災害後に多くあります。

点検商法の被害に遭わないためには、突然訪ねてくる不審な業者は家に入れないようにしましょう。しつこく勧誘されても必要なければ「いいません」「お断りします」とはっきり断りましょう。契約を急がされても、その場ですぐに契約しないことが大切です。無料点検は、あくまで点検後のセールスを目的にしていることがほとんどです。不安をあおるようなことを言われても鵜呑みにしないでください。必要がなければ、無料だからと安易に点検を依頼することは控えましょう。

突然の訪問販売で契約してしまった場合は、契約書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフすることができます。クーリング・オフの起算日は法定書面を受領した日になります。ただし、法定書面(契約書など)の記載事項に不

備がある場合、虚偽の内容が書かれていた場合は、法定書面を受領したことにならず、起算日が開始されていないので、8日を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

最近、公的機関から委託されたような文面で、排水管高圧洗浄を勧める業者のチラシが、各家庭にポスティングされています。市役所が特定の業者に委託して家庭の排水管点検や洗浄を行うことはありません。チラシの内容に不審な点がある時は、業者に連絡する前に北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎511-8800
※電話でのご相談も受け付けます。)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00